

日本ビタミン学会 代議員選挙規程

(総則)

第1条 日本ビタミン学会(以下、「学会」という。)の代議員の選挙に関しては、定款第5条の規定に基づくほかは、この規程による。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙を行うにあたり、選挙管理委員会を設けるものとする。

2. 選挙管理委員会は、正会員の中から理事会が指名した委員5名によって構成する。
3. 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選によって選定する。
4. 理事及び監事は、選挙管理委員を兼ねることはできない。
5. 選挙管理委員会は理事会から独立して運営されるものとする。
6. 選挙管理委員が理事又は監事に選出された場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。
7. 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。又、前項により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

(選挙権)

第3条 選挙人名簿作成時現在の正会員は選挙権を有する。

(被選挙人)

第4条 被選挙人は、正会員とし、代議員候補者を募集する。

募集は、選挙管理委員会が実施し、立候補または複数の正会員の推薦によるものとする。

(選挙人名簿等)

第5条 選挙管理委員会は、選挙人名簿及び公募の結果による被選挙人名簿を作成しなければならない。

2. 選挙管理委員会は被選挙人名簿を選挙人に配布しなければならない。

(選挙期日)

第6条 選挙期日は、委員会で決定し、正会員に公示しなければならない。

(投票)

第7条 選挙は、無記名投票により行う。

2. 投票は、選挙人1人につき、定款第5条第2項の代議員の数及び同第7項の補欠の代議員の数を投票する。

(開票)

第8条 開票は委員会が行う。

2. 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。
3. 前項に規定する立会人は、選挙管理委員会が代議員の中から1名選出する。
4. 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

(無効票)

第9条 次の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
2. 外封筒に記名のないもの
3. その他定款又は本規程に反するもの

(規程の変更)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、法人法第22条に定める設立の登記の日(平成25年5月29日)より施行する。
2. この改正は、平成27年2月8日より施行する。